

東京お茶の水ロータリークラブ

2025-26年度RI会長
フランチェスコ・アレツォよいことの
ために
手を取りあおう

第2580地区ガバナー 中川 雅雄

1. クラブをもっと元気にしよう
例会を楽しみましょう
 2. 地域社会に役立つ活動をしよう
 3. デジタルをうまく役立てよう
- +ONE よい事はマネしよう

思いやりの心を大切に

2025-26年度 クラブ会長 山田 丈夫



本日の卓話

クラブフォーラム
同好会の再構築について

司会進行
点鐘
手に手つないで
ゲスト・ビジター紹介
ニコニコボックス報告
会長報告
幹事報告
出席報告

日根野雅敏会員
山田 丈夫会長
永井 一史会員
角田 靖会員
日根野雅敏会員
山田 丈夫会長
木村 良成幹事
日根野雅敏会員

- ・本日例会後、第2回炉辺会を行います。例会後 30 分～1 時間くらいの予定です。私はガバナー補佐エレクトセミナーがこの後あり、例会終了後すぐ退席させていただきますが、皆様よろしくお願いします。

幹事報告 木村 良成幹事

- ・11 月度理事役員会議事録を配布しました。
- ・次週 19 日はブックハウスカフェでの例会です。お間違えのないよう皆様よろしくお願いします。
- ・親子はねやすめ基金へのご協力ありがとうございます。
- ・第2回の炉辺会よろしくお願いします。山田会長不在のため、私の方で資料を配布いたします。

ゲスト・ビジター
ゲストスピーカー

吉井 朋子様

誕生日祝い

10 月 24 日 安田 雅仁会員



ニコニコボックス

土居会員 吉井さん、本日の卓話有難うございます。楽しみにしています。

日根野会員 吉井様、本日は卓話よろしくお願い致します。

神保会員 吉井先生、本日は東京お茶の水 RC にお越し頂きありがとうございます。卓話、大変楽しみにしております。

加藤会員 本日の卓話よろしくお願い致します。本日も楽しく参りましょう。

永井会員 吉井様、本日は当クラブの卓話ありがとうございます。楽しみにしております。

岡田会員 卓話楽しみにしています。

佐々木会員 卓話楽しみです。

高山会員 吉井様のお話し大変楽しみにしております。

山下会員 本日の卓話が楽しみです。今話題の外国人の現状です。

計 24,000 円 累計 428,650 円

会長報告 山田 丈夫会長

- ・来年 1 月 28 日千代田 6 クラブ合同例会のご案内を皆様にお配りしました。11 月 26 日までに出席を事務局までお知らせください。
- ・田邊会員が千代田区名誉区民になりましたが、広報千代田にその記事が掲載されました。記事のコピーを配布しましたのでご一読ください。

12 月 10 日クリスマス家族親睦会について
親睦活動委員長 日根野 雅敏会員

先月山田会長他何名かで、安田会員が経営されているカラオケスタジオにも行ってきまして、歌手 3 名の方の歌も聞いてまいりました。演歌の他にもクリスマスソング等リクエストを受けていただけると安田会員からも聞いておりますので、今日この後少し打ち合わせもできたらと思います。ぜひたくさんご参加いただければと思います。

出席報告

会 員 数	35 名	ゲ ス ト	1 名
出 席	21 名	ビ ジ ャ ー	0 名
Z O O M	1 名	合 計	23 名

今後の予定

- 11/26 (水) オンライン例会 渡辺 和久会員
- 12/ 3 (水) (於)東京ドームホテル B1F「シンシア」
(株)ソフィアコミュニケーションズ
代表取締役 林田 かよ様
「創業支援について (仮)」
- 12/10 (水) (於)東京ドームホテル 42F「シリウス」
クリスマス家族親睦会
- 12/17 (水) (於)東京ドームホテル
年次総会
- 12/24 (水) 年末休会

在留外国人の現状と入管行政書士業務の現場

Green Garden 行政書士事務所 代表行政書士 吉井 朋子様

日本は移民国家であるか？

日本政府は「我が国は移民政策を採っていない」と明言しています。しかし、実質的には外国人労働者や長期滞在者を広く受け入れている状況です。出入国在留管理庁の統計では、2024 年末時点で日本に在留する外国人は約 377 万人（人口の約 3%）。OECD（経済協力開発機構）、国連経済社会局（UNDESA）、世界銀行などの国際機関は、日本について「日本は自らを移民国家とは見なしていないが、実際にはそうなっている」と分析しています。

移民国家（外国人を恒久的に受け入れ、国民として統合することを国家方針に含む国）に関する是非については様々な意見があることと思います。外国人に関連する怖い思い、嫌な思いをした人もいれば、外国人社員の頑張りに助けられている企業も多くあります。また、制度設計の在り方にもよっても見方は変わってくるでしょう。

さて、恒久的な定着を前提としているかどうかは別にして、実際に日本で学びたい、働きたい、暮らしたいという外国人は大勢います。私たち行政書士の専門業務の 1 つである在留関連業務は、そうした外国人のためのビザサポートを行う仕事です。外国人のために行うサポートではありますが、現実には外国人を雇用する企業様のサポートでもあり、外国人と結婚した日本人のサポートでもあります。

日本のビザのルールは厳格です。「出入国管理及び難民認定法」という法律に則っていますが、広い裁量権が入国審査官に与えられており、公表されている書類を揃えて提出すれば許可が下りるというわけではありません。前述のとおり「移民を認めていない」ため、「何もしないがただ日本に住みたい」という理由で来日することが、原則的にはできないことになっています。目的がある人でなければ、日本に中長期的に滞在することができない仕組みです。日本に滞在する目的や日本で行う活動が明確であれば、取得すべきビザの種類も決まってきます。ビザ専門行政書士の業務は、ヒアリングを経て、取得すべきビザの種類を判断し、相談者がそのビザを取得できる条件を備えているかを確認することから始まります。日本で行いたいことが曖昧な人や、最低限の学歴要件や職歴要件を備えていない人からの相談は初動が肝心です。ヒアリングが不十分であると、あらゆる可能性を探ることができず、日本で活動できる可能性があるにもかかわらず諦めざるを得ない結果となる場合があります。逆に、楽観視して安易に進めると申請直前に行き詰まり、トラブルに発展するケースもあります。日本の入管法令、労働法令、各国の教育制度や社会保障制度などについての知識も踏まえつつ、お客様のサポートを行っております。

私たちのサポートとは、何が何でもその外国人のビザを取得することではありません。外国人にも、受入企業にも、日本のビザのルールを理解していただき、適法な



手続きを踏めるようリードすることです。そのため、ご依頼主の会社に対し「社長、この人の雇用は諦めた方が良いでしょう」という助言を行うこともあります。ついつい外国人本人に肩入れしすぎて、ビザを取るために（事実を曲げて）どうすればよいか、という考えに傾いてしまう社長様もいらっしゃいますが、それは会社のためにも本人のためにもなりません。その点をしっかりお伝えしておくことで、社長自らが不法就労助長罪に問われるリスクを回避できます。

このようにして、外国人サポートでありながらも、企業のコンプライアンス遵守をお手伝いするのが私達の役割です。不法就労をした場合、外国人本人が罰を受けるのは当然ですが、同時に、受入会社の役員が逮捕されることも珍しくありません。入管法の罰則は厳しく「知らなかった」では済まされません。つまり故意でなくとも社長は罪に問われます。労務管理の一環として専門家と相談しつつ注意を払うことが求められます。

今、日本では外国人を見かけることが本当に多くなりました。しかし、それでもまだ日本人と外国人という壁があります。「違い」はあって当然ですが「壁」は少しずつ低くなれば良いと考えています。私は、日本が今よりもっと当たり前、正しく、外国人を雇用できる社会になればいいなという思いで今の仕事をしています。

「当たり前」にそれをするためには、より良い法整備も必要ですし、外国人の方に日本のルールや言語を理解する努力をしていただくことも大切です。私達行政書士のような専門家がサポートに入ること、その一部を判りやすく伝達し、企業や外国人の方が知らず知らずのうちに法律違反を犯すことを未然に防ぐことができるのです。そのようにして誰もが入管法を恐れずに雇用する・されることができるよう、優しく、厳しく、丁寧に、国内外のお客様と日々向き合っています。

